職場の受動喫煙防止対策の技術的な留意事項

知っていますか？H27.5厚労省通達

**努力義務**に

なりました

（厚生労働省通達に掲載されている例（抜粋・概要））

●空気環境の目安

|  |
| --- |
| 粉じん濃度：0.15 mg/m3以下（又は換気量：70.3×（席数）m3/時間 以上）一酸化炭素濃度：10 ppm以下喫煙室内に向かう気流：0.2 m/秒以上 |

●妊婦、未成年等への配慮

|  |
| --- |
| 妊婦、呼吸器・循環器等に疾患をもつ労働者及び未成年である労働者については、格別の配慮を行うこと。 |

●屋外喫煙所の施設構造（天井（屋根）、壁の構造及び屋外排気装置）

|  |
| --- |
| 　たばこ煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、たばこ煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であり、例えば以下のような構造が考えられる。　図１の＜効果的な事例＞で示すように、天井部分に傾斜をつけ天井の頂点部分に屋外排気装置を設置し、たばこ煙を建物とは反対側に逃がすような構造（開放系、閉鎖系共通）図１：天井部分の傾斜について |

●屋外喫煙所の設置場所（事業場の建物の出入口、人の往来区域等からの距離）

|  |
| --- |
| 　たばこ煙が事業場の建物の内部に流入すること等により、労働者が受動喫煙することを可能な限り避けるためには、建物の出入口や窓、人の往来が多い区域（例：通路や非喫煙者も使う休憩場所）から可能な限り離して設置すると効果的である。 |

●空気清浄装置

|  |
| --- |
| 　空気清浄装置は、たばこ煙の粒子成分を効率よく除去するが、ガス状成分は完全には除去できない。 |

出典：平成27年５月15日付け基安発0515第１号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）から

　<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_119314.html>

※ここに掲載する例は、通知の概要を知ってもらうために特に直感的・視覚的に分かりやすいものを中心に取り上げており、必ずしも効果の高いものから優先的に取り上げたわけではありません。詳細は、通達をご覧下さい。

●喫煙室の設置場所

|  |
| --- |
| 　喫煙室からたばこ煙が漏えいする可能性を考慮するとすれば、就業する場所や人の往来が多い区域から適当な距離をとることが効果的である。設置場所として事務室、食堂、非喫煙者も利用する休憩所等の中を選択する場合は、喫煙室からのたばこ煙の漏えいの防止に特別の配慮が必要と考えられる。 |

●喫煙室の扉・給気口（ガラリ）

|  |
| --- |
| ・　喫煙室の出入口付近に短冊状の紙や吹き流しを設置しておくと、喫煙室の出入口において内部に向かう気流が発生していることを常時目視で確認することができるという利点がある。・　扉の開閉に伴うたばこ煙の漏えいは、引き戸にすると、ある程度緩和できる。 |

●空気調和設備（エアコン）

|  |
| --- |
| 　空気調和設備を使用する場合は、吹出し口の近傍に遮蔽板を設置するなど、空気調和設備から吹き出した空気が喫煙室の出入口における気流に影響を与えないよう十分配慮することが効果的である。 |

●喫煙室の形と屋外排気装置等の配置

|  |
| --- |
| ・　同じ床面積であれば喫煙室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置は短辺側に設けると、喫煙室内の効率的な換気が可能となる。この場合、たばこの煙が拡散する前に吸引し、屋外に排気する観点から、灰皿は屋外排気装置の近くに設置し、喫煙は屋外排気装置に近い場所で行うこととすることが効果的である。レイアウト例について、図４に示す。図４：喫煙室のレイアウト例 |

●受動喫煙防止措置の効果を確認するための測定機器

|  |
| --- |
| 　JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。 |

**受動喫煙防止対策に関する出前講座、電話相談窓口など【無料】**

企業の研修、団体の会合で専門家が講演します。（厚生労働省28年度委託事業）

問合せ　（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会　TEL:050-3537-0777

滋賀労働局労働基準部健康安全課 2016.6更新（TEL：077-522-6650）